

## 「忘れてはいけない、忘れがちなこと」

使用者委員 吉富 秀介

先日、初めて運転免許を取得した時の免許証が出てきました。現状の物より大きな形状に懐かしさを覚えるとともに、写真に写る自分自身が大きくなっている現状に危機感を覚えた次第です。

運転歴が 30 年を超えると慣れもあり注意散漫になる瞬間に気付き自戒することがあります。煽り運転が社会問題となっていますが「そもそものきっかけを作ったのは煽られた側ではないのか」という論調もあり油断はできません。自身も法規を確認しつつ安全運転に努めようと思いました。

あらためて日常を振り返ると、よく遭遇するルール違反に「黄色い車線を跨いでの進路変更」があります。追い越し禁止区間は勿論のこと、交差点に近い黄色車線についても進路変更は禁止されています。にもかかわらず、交差点を直進しようとした車が前方に右折待機車を見つけ、黄色車線を跨いで進路を変更する違反を見かけます。こういう無理な車線変更を「イエローカット」と呼ぶ向きもあり、変更した先の車線を走行している車の進行を妨害し急ブレーキを誘発するなど、たとえウィンカーを出していたとしても大変危険な行為です。進路を右折待ちの車が塞いでいたら「急がば回れ」と念じながら、時を待ちましょう。

ここまで書いてきて、運転初心者の頃先輩から「車線が黄色い所では真っ直ぐ進まなければだめだよ」と教わったことを思い出しました。あろうことか私は「黄色い車線になったら信号が黄色になってもスピードを緩めずに交差点を渡らなければだめ」と勝手に解釈をしていました。それがスムーズな交通に通じると思い込んでいたのです。しかし黄色い車線は、黄色になってもオッケーな目印などでは決してありません。信号が黄色に変わったら「急がば回れ」で安全に徐行・停止を致しましょう。

これ以上筆を進めると「署」からご指摘を頂くかもしれませんので自重をば。

さて、事業を営む上でも、知らなかったでは済まされない、大切な労使関係のルールを念頭に組みみたいものです。違反が判明したら指導を行う機関に労働基準監督「署」があります。機関の名称には意味があることも理解し、法令を順守することの重要性をよく認識し、健全経営を心掛けましょう。